

佐野市通学路安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

交通安全
対策

防犯対策

防災対策

令和4年4月（一部改正）

佐野市通学路安全対策連絡協議会

1. 佐野市通学路安全対策プログラムの目的

平成 24 年 4 月に京都府亀岡市で発生した、集団登校中の児童生徒が交通事故に巻き込まれ死傷者が出るという痛ましい事故を受け、佐野市では、同年 8 月 6 日に佐野警察署、佐野市交通生活課・道路河川課、佐野市教育委員会で通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策を講じました。この関係機関が連携した取組により、一定の成果が得られたことから、平成 25 年度から「佐野市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関との連携を強化し、継続的な取組として実施してきました。

そうした中、平成 30 年 5 月に新潟市で女兒誘拐殺害事件、同年 6 月に大阪北部地震でのブロック塀倒壊による女兒死亡事故が相次いで発生し、それを受け、佐野市では同年 9 月、10 月に防犯、防災に関する通学路の危険箇所の緊急合同点検を実施しました。

こうした流れを踏まえ、佐野市では令和元年からこれまでの「佐野市通学路安全対策委員会」を発展させ、新たに佐野市長を会長とした「佐野市通学路安全対策連絡協議会」を組織し、交通安全・防犯・防災に関する危険箇所を把握し、関係機関や関係各課と連携し、オール佐野市で安全対策を講じていくことになりました。さらにこれまでの「佐野市通学路交通安全プログラム」を改定し、防犯、防災の観点を加えた「佐野市通学路安全対策プログラム」を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、計画的かつ継続的に通学路の安全対策を実施し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策連絡協議会、安全対策委員会、安全対策部会

これまでの組織で培った連携体制を活用し、「佐野市通学路安全対策連絡協議会、安全対策委員会、安全対策部会」を設置しました。

佐野市通学路安全対策連絡協議会

通学路安全対策の決定機関

安全対策委員会

対策検討機関

安全対策部会

交通安全対策部会

防犯対策部会

防災対策部会

合同点検実施機関

事務局 佐野市教育委員会 教育総務課 教育政策係

構成員

安全対策連絡協議会

- 会長** ・ 佐野市長
- 副会長** ・ 佐野市教育委員会教育長
- 会員** ・ 国土交通省宇都宮国道事務所長・栃木県安足土木事務所長・佐野警察署長
・ 佐野商工会議所代表・佐野市あそ商工会代表・佐野市小・中学校長会長
・ 佐野市町会長連合会代表・佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会代表
・ 佐野市子ども会連合会代表
・ 行政経営部長・市民生活部長・こども福祉部長・産業文化スポーツ部長・都市建設部長・教育部長

安全対策委員会

- 委員長** ・ 教育部長
- 副委員長** ・ 教育総務課長
- 委員** ・ 宇都宮国道事務所建設専門官・安足土木事務所企画調査課長・佐野警察署生活安全課長
・ 佐野警察署警備課長・佐野警察署交通課長・佐野市通学路安全対策委員会担当校長
・ 危機管理課長・市民活動促進課長・市民生活課長・こども課長・産業政策課長
・ 都市計画課長・道路河川課長・建築住宅課長・建築指導課長・学校教育課長・生涯学習課長

安全対策部会

交通安全対策部会

- 部会長** ・ 教育総務課長
- 副部会長** ・ 市民生活課長
- 部会員**
- ・ 宇都宮国道事務所管理第二課指導官
 - ・ 佐野警察署交通課総務係長
 - ・ 安足土木事務所企画調査課
 - ・ 市民生活課生活安全係長
 - ・ 都市計画課計画係長
 - ・ 道路河川課管理係長
 - ・ 道路河川課道路建設係長
 - ・ 道路河川課道路維持係長
 - ・ 学校教育課指導係長

防犯対策部会

- 部会長** ・ 教育総務課長
- 副部会長** ・ 危機管理課長
- 部会員**
- ・ 佐野警察署生活安全課人身安全対策係長
 - ・ 市民活動促進課地域支援係長
 - ・ 危機管理課防犯係長
 - ・ こども課こども育成係長
 - ・ 産業政策課産業政策係長
 - ・ 建築住宅課住宅政策係長
 - ・ 学校教育課指導係長
 - ・ 生涯学習課社会教育係長

防災対策部会

- 部会長** ・ 教育総務課長
- 副部会長** ・ 危機管理課長
- 部会員**
- ・ 佐野警察署警備課警備第二係長
 - ・ 安足土木事務所企画調査課
 - ・ 危機管理課防災係長
 - ・ 道路河川課河川係長
 - ・ 建築住宅課住宅政策係長
 - ・ 建築指導課指導係長
 - ・ 学校教育課指導係長

3. 取組方針

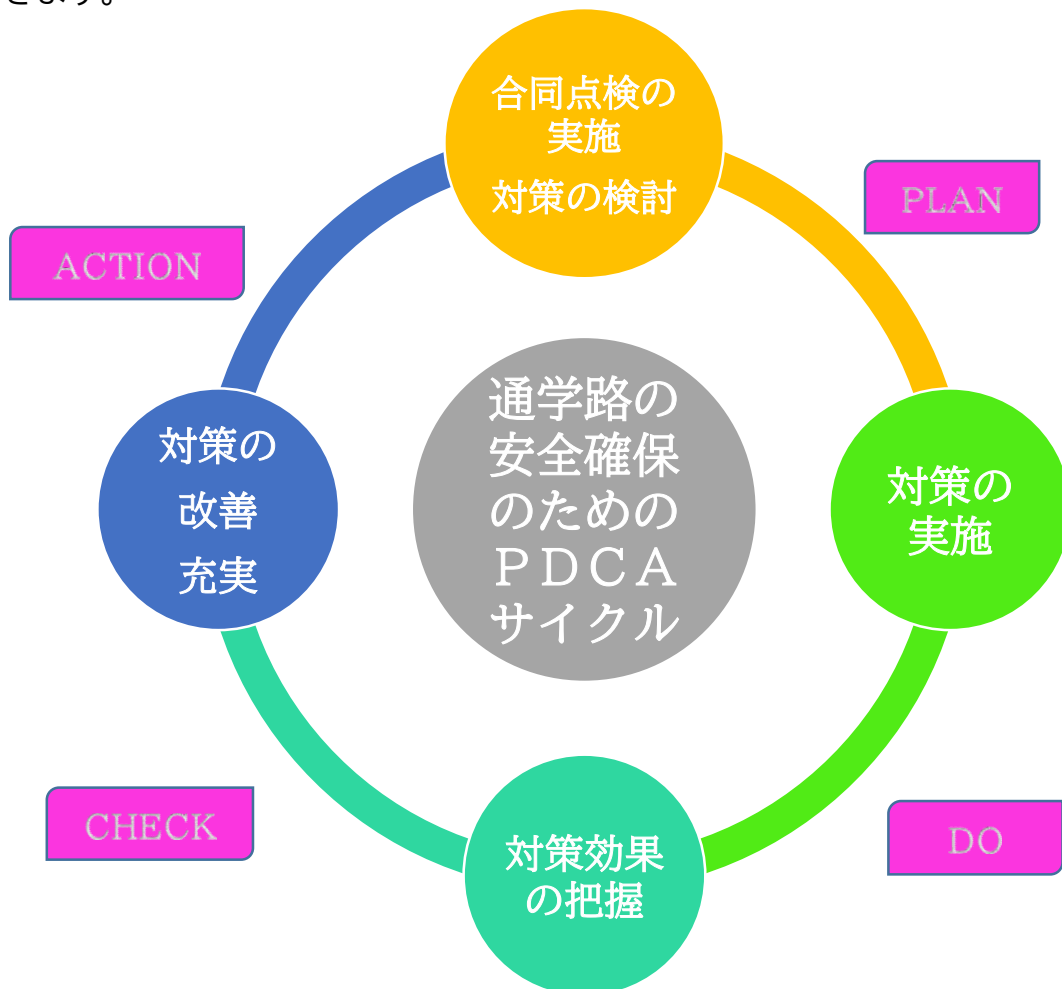
(1)安全な通学路の実現に向けて

<p>3観点への安全対策</p> <p>「交通安全」「防犯」「防災」の3観点について、安全対策を講ずる。</p>	<p>連携強化</p> <p>保護者、地域、警察、道路関係者等の通学路に関わる全ての関係者の連携を強化する。</p>	<p>安全教育の充実 安全指導の徹底</p> <p>各校において学年の発達段階に応じた安全教育の充実、安全指導の徹底を図る。</p>
---	---	---

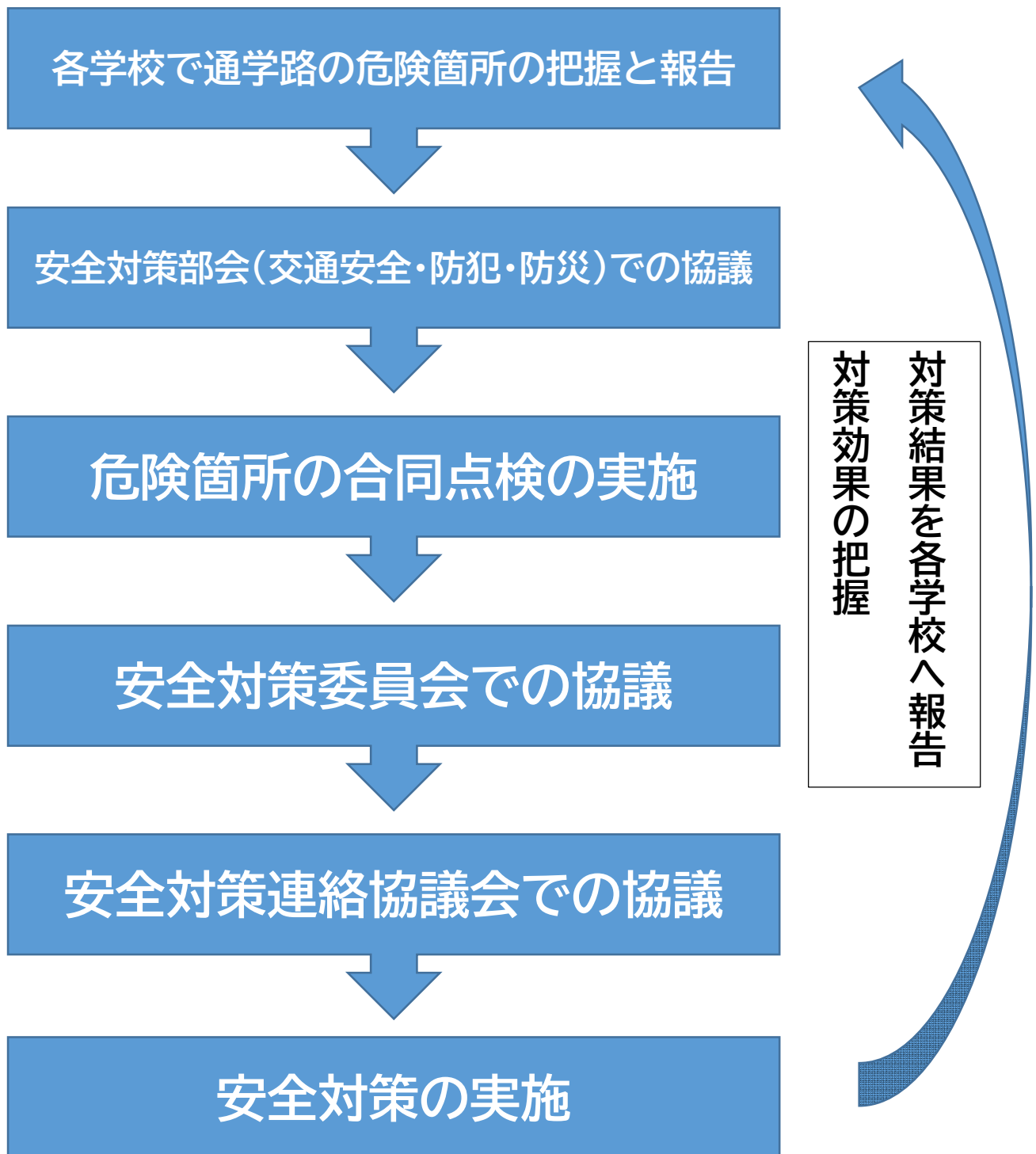
(2)通学路の安全確保のためのPDCAサイクル

継続的に通学路の安全を確保するために、合同点検を行います。合同点検の結果から対策を検討し、実施していきます。そして対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(3) 毎年度行う通学路合同点検と対策実施のイメージ



(4)年間スケジュール

時期	内 容	関係機関
4月初旬 ～中旬	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本年度の安全対策連絡協議会・安全対策委員会・安全対策部会の開催通知を発送する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局
4月下旬 ～ 5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各校で通学路の点検を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の危険箇所を把握し、その中で合同点検が必要な箇所を抽出する。 ・通学路地図の加除訂正を行う。 ・結果を事務局に提出する。 ➤ 事務局で「合同点検実施予定箇所一覧表」を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局 ・各学校
6月下旬 ～7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1回 安全対策部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・各校から提出された危険箇所、合同点検要望箇所の確認 ・合同点検実施日の日程調整 ・昨年度の対策の効果についての確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策部会 部員 ・事務局
7月下旬 ～8月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 合同点検の実施 各校から出された危険箇所を現場で点検し、考えられる対策メニュー案を学校に伝達する。 ➤ 関係機関・関係各課において検討すべき対策メニュー案については、次回の委員会までに検討してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校 ・安全対策部会 部員 ・事務局
9月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 合同点検結果の取りまとめを行う。 ➤ 対策が可能なものから実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局 ・関係機関 ・関係各課
9月下旬 ～ 10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第2回 安全対策部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・合同点検結果の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策部会 部員 ・事務局
11月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全対策委員会の開催 対策メニュー案の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策委員 会委員 ・事務局
1月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全対策連絡協議会の開催 合同点検の結果、対策メニュー案の報告を受け、最終的な対策の方向性を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策連絡 協議会会員 ・事務局
3月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対策結果を市のホームページで公表する。 ➤ 各校に合同点検後の対策状況を周知する。 ➤ 対策実施後の効果について合同点検実施の各小中学校にアンケートを実施する。(次年度4月予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関 ・関係各課 ・事務局

(5)危険箇所の把握について

各校では、地域やPTAと連携し、定期的に点検を行い、交通安全・防犯・防災の観点から学区内の危険箇所を把握し、箇所図を作成し、事務局へ提出します。

(6)合同点検について

学校、地域、安全対策部会員で、各校から出された通学路上の危険箇所（合同点検要望箇所）の点検を行います。

(7)対策メニューの検討について

合同点検の結果、対策を必要とする箇所については、箇所ごとにハード面、ソフト面での対策メニューを検討します。

【対策メニュー例】

ハード面：横断歩道設置、信号機設置、注意喚起看板設置、外側線引き直し、防犯灯設置等

ソフト面：交通規制、登下校指導の強化、見守りボランティアの充実、子ども110番の家等

※箇所の状況によっては、長期的な展望が必要な場合があります。

(8)対策実施について

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(9)対策効果の把握について

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に効果が上がっているか、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、合同点検実施校にアンケートを実施します。

(10)緊急時の対応について

児童生徒が重大な交通事故や犯罪に巻き込まれてしまった場合、また、風水害、地震等の災害が発生した場合には、本組織に基づき、緊急の会議、合同点検等を実施し、対策を検討します。

4. 対策箇所等の公表

交通安全に関する点検結果や対策内容については、これまで同様に関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」「対策箇所図」等を作成し、市のホームページで公表します。

防犯、防災に関しては必要に応じて公表するものとします。